

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略） 劇物 一〇七の三（略）	別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略） 劇物 一〇七の二（略） 七の三 O―エチル〓S・S―ジプロピル〓ホスホロジチオアート（別名エトプロホス）五％以下を含有する製剤。ただし、O―エチル〓S・S―ジプロピル〓ホスホロジチオアート三％以下を含有する徐放性製剤を除く。 （新設）
七の四 <u>ニ―エチル―三・七―ジメチル―六―</u>〔四―（トリフルオロメトキシ）フエノキシ〕―四―キノリル〓メチル〓カルボナート及びこれを含有する製剤 七の五（略） 八〇十一の七（略）	七の四 <u>ニ―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート</u>（別名エチオフエンカルブ）及びこれを含有する製剤。ただし、ニ―エチルチオメチルフエニル―N―メチルカルバメート二％以下を含有するものを除く。 八〇十一の六（略） 十一の七（RS）―〔O――（四―クロロフェニル）ピラゾール―四―イル〓O―エチル〓S―プロピル〓ホスホロチオアート〕（別名ピラクロホス）及びこれを含有する製剤。ただし、（R

十一の八 シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇％以下を含有するものを除く。 十一の九 (略) 十二ゝ六十七 (略)	S) —〔O— —(四—クロロフェニル)ピラゾール—四—イル O—エチル S—プロピル ホスホロチオアート〕 六％以下を 含有するものを除く。 十一の八 削除 十一の九 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) (145) (略) 十二ゝ六十七 (略)
--	---